

# 行 政 委 員 会

---

1	監査委員 .....	1
2	選挙管理委員会 .....	4
3	農業委員会 .....	6
4	公平委員会 .....	14

## 1 監査委員

(1) 委員数 4人（うち、識見委員 2人、議員選出委員 2人）

(2) 監査等執行状況（令和5年度）

ア 重点取組事項の登載

(ア) 高松市監査実施計画に、事務事業に係る課題等を年度の重点取組事項として登載した。

(イ) 重点取組事項：ユニバーサルデザインの考え方に基づいた情報提供等について

イ 定期監査及び行政監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行について、上記の事項に重点を置いて監査したほか、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

(ア) 市長部門等

監査の対象		監査の期間
都市整備局	都市計画課（住宅・まちづくり推進室、デジタル社会基盤整備室）、交通政策課、道路管理課、道路整備課（用地室）、河港課（水路対策調整室）、建築指導課、公園緑地課、南部土木センター、建築課、市営住宅課、下水道経営課、下水道業務課、下水道整備課、下水道施設課	4/10～6/5
行政委員会等	監査委員事務局監査課、選挙管理委員会事務局選挙課、公平委員会、農業委員会事務局農政課、市議会事務局（総務調査課、議事課）	
創造都市推進局	産業振興課、企業立地推進課、農林水産課、土地改良課（地籍調査室）、競輪場事業課（施設整備室）、市場管理課（施設整備室）、観光交流課（観光エリア振興室、都市交流室）、文化芸術振興課、文化財課、スポーツ振興課、美術館美術課	8/21～11/8
消防局	総務課、予防課、消防防災課、情報指令課、北消防署（朝日分署）、南消防署（香川分署）、東消防署（牟礼分署）、西消防署（綾川分署）、三木消防署	
教育局	総務課（学校施設整備室）、学校教育課、保健体育課、生涯学習課（少年育成センター、生涯学習センター）、人権教育課、中央図書館、総合教育センター（ICT教育推進室）、高松第一高等学校	11/13～1/29

(イ) 財産区

監査の対象	監査の期間	監査の対象	監査の期間
鬼無財産区	8/21～11/8	下笠居財産区	8/21～11/8
香西財産区	8/21～11/8	端岡財産区	8/21～11/8

ウ 随時監査（工事監査）

施工中の建設工事について、関係書類に基づき、技術面から工事の施工等が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の対象	監査の期間
国分寺北部幼稚園大規模改修工事	9/12～12/8
国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事	

エ 財政援助団体等監査

市が財政的援助を与えている団体等の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の対象	監査の期間
四電工グループ	8/21～11/8
高松市農産物ごじまん品推進協議会	11/13～1/29

オ 例月現金出納検査

会計管理者等の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

対象	期間	対象	期間
令和5年3月分出納	4/20～4/27	令和5年9月分出納	10/20～10/27
令和5年4月分出納	5/22～5/29	令和5年10月分出納	11/20～11/28
令和5年5月分出納	6/20～6/21	令和5年11月分出納	12/20～12/27
令和5年6月分出納	7/20～7/27	令和5年12月分出納	1/22～1/29
令和5年7月分出納	8/21～8/28	令和6年1月分出納	2/20～2/28
令和5年8月分出納	9/20～9/27	令和6年2月分出納	3/21～3/28

カ 財政健全化及び経営健全化審査

審査に付された書類について、健全化判断比率及び資金不足比率が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

対象	期間	意見書 提出月日
令和4年度の健全化判断比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類	7/19～8/14	8/15
令和4年度の資金不足比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類	7/19～8/14	8/15

キ 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

対象	期間	意見書提出月日
令和4年度高松市病院事業会計決算	6/1～7/27	8/18
令和4年度高松市下水道事業会計決算	6/1～7/27	8/18
令和4年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算	6/19～7/27	8/18
令和4年度高松市鬼無財産区歳入歳出決算	8/21～11/8	11/30
令和4年度高松市香西財産区歳入歳出決算	8/21～11/8	11/30
令和4年度高松市下笠居財産区歳入歳出決算	8/21～11/8	11/30
令和4年度高松市端岡財産区歳入歳出決算	8/21～11/8	11/30

ク 住民監査請求

市民が監査委員に対して、市の執行機関または職員の違法または不当な公金の支出や財産の管理等を怠る事実等について、当該行為によって市が被った損害を補填するなど必要な措置を講じることを請求するものであり、請求のあった1件について監査を実施した。

受付日	請求内容	監査結果・公表日
1/30	高松競輪場の建て替えに関する公金支出の差止め	3/22

ケ 包括外部監査契約に基づく監査への協力

市長が契約する包括外部監査契約に基づく監査に伴い、包括外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員事務局職員に協力させた。

コ 措置未通知の解消

監査結果に対する措置状況をフォローアップすることにより、監査の実効性の確保を図るとともに、監査結果が事務事業の改善に資するよう、監査結果の指摘・意見の措置未通知の解消に取り組んだ。

## 2 選挙管理委員会

(1) 委員数 4人

(2) 選挙人名簿登録者数 350,364人（令和6年3月1日現在）

(3) 最近における市議会議員及び市長選挙の記録

市議会議員選挙			
年次	27	31	5
当日有権者数（人）	340,076	348,316	346,019
投票者数（人）	161,975	139,648	146,228
棄権者（人）	178,101	208,668	199,791
投票率（%）	47.63	40.09	42.26
無効投票（票）	3,901	2,057	3,403
定数（人）	40	40	40
立候補者数（人）	50	48	52
最高得票数（票）	4,979	4,568	6,787
最低得票数（票）	255	295	486

市長選挙			
年次	27	31	5
当日有権者数（人）	340,076	348,316	346,019
投票者数（人）	161,912		146,234
棄権者（人）	178,164		199,785
投票率（%）	47.61		42.26
無効投票（票）	4,568		2,949
定数（人）	1	1	1
立候補者数（人）	2	1	2
最高得票数（票）	130,673		90,485
最低得票数（票）	26,668		52,798

(4) 最近における各種選挙の執行状況

選挙名	執行年月日	定数 (人)	立候補者 数 (人)	当日有権者 数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	
市議会	31. 4. 21	40	48	348, 316	139, 648	40. 09	
	5. 4. 23	40	52	346, 019	146, 228	42. 26	
市長	31. 4. 21	1	1	348, 316	無投票	無投票	
	5. 4. 23	1	2	346, 019	146, 234	42. 26	
知事	30. 8. 26	1	2	351, 247	95, 385	27. 16	
	4. 8. 28	1	2	350, 089	97, 199	27. 76	
県議会	31. 4. 7	15	17	348, 829	130, 597	37. 44	
	5. 4. 9	15	22	346, 442	128, 930	37. 22	
衆議院	(小選挙区選出)	29. 10. 22					
		第1区	1	2	285, 732	148, 492	51. 97
		第2区	1	3	68, 587	37, 038	54. 00
		3. 10. 31					
	第1区	1	3	286, 624	162, 371	56. 65	
	第2区	1	2	66, 916	37, 626	56. 23	
	(比例代表選出)	29. 10. 22					
		第1区	6	34	285, 732	148, 480	51. 96
第2区		6	34	68, 587	37, 034	54. 00	
3. 10. 31							
第1区	6	36	286, 624	162, 347	56. 64		
第2区	6	36	66, 916	37, 627	56. 23		
参議院	(選挙区選出)	25. 7. 21	1	4	346, 731	177, 178	51. 10
		28. 7. 10	1	4	353, 669	172, 786	48. 86
		元. 7. 21	1	3	355, 641	153, 090	43. 05
		4. 7. 10	1	8	353, 045	171, 898	48. 69
	(比例代表選出)	25. 7. 21	48	162	346, 731	177, 181	51. 10
		28. 7. 10	48	164	353, 669	172, 796	48. 86
		元. 7. 21	50	155	355, 641	153, 089	43. 05
		4. 7. 10	50	178	353, 045	171, 899	48. 69

(5) 期日前投票所の設置状況

平成15年6月の公職選挙法の一部改正に伴い、16年7月11日執行の参議院議員通常選挙から市役所に期日前投票所を設置した。加えて、17年9月26日に塩江町と、18年1月10日に香南町、香川町、国分寺町、庵治町、牟礼町と市町合併し、合併町に各1か所の期日前投票所を設置した。

さらに、市役所期日前投票所の混雑緩和と選挙人の利便性向上を目的として、22年7月11日執行の参議院議員通常選挙から、瓦町駅前地下広場（ことでん瓦町駅西側地下1階）に、26年8月31日執行の香川県知事選挙から、イオンモール高松に期日前投票所を設置した。

また、瓦町FLAGのオープンに伴い、28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から、瓦町駅前地下広場の期日前投票所を瓦町FLAG 8階市民交流プラザIKODE瓦町に移設するとともに、公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことから、香川大学（幸町キャンパス）に新たに期日前投票所を設置した。

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙では、若年層の選挙啓発を目的に高松第一高等学校で期日前投票所を設置した。

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙からは仏生山交流センターに、5年4月23日執行の市議会議員選挙及び市長選挙からは山田総合センターに新たに期日前投票所を設置した。

(6) 啓発

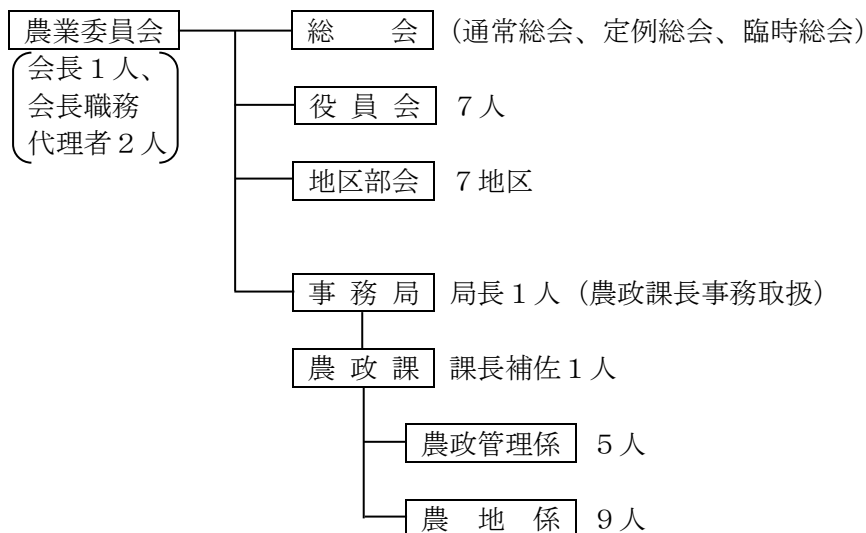
明るい選挙啓発ポスター募集事業及び模擬投票授業の実施等、常時啓発事業に積極的に取り組み、市民の選挙意識の高揚と公職選挙法が目的とする、適正な明るい選挙の推進に努めた。

### 3 農業委員会

(1) 委員定数

農業委員	農地利用最適化推進委員	計
24人	55人	79人

(2) 機構



(3) 委員の任期

農業委員及び推進委員 令和5年7月20日～8年7月19日

## (4) 会議開催状況

(5.4.1～6.3.31)

会議等名称	回数	協議内容
通常総会	1	事業報告、事業計画等協議
定例総会	12	毎月1回農地転用申請審議、農政関係施策・事業等協議
農地特別部会	12	毎月1回農地転用申請等に係る現地調査
地区部会（7部会）	84	農地部会及び定例総会審議案件のうち、地区部会関係分の事前審査
農業相談会	18	利用権設定等を中心に地区部会ごとに開催
その他会議	25	役員会・講習会等
農業委員研修会	1	農地・農政関係法令等研修

## (5) 事業内容（令和6年度計画）

## ア 各種会議の開催等

- (ア) 農業委員会通常総会を開催し、令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)について審議する。
- (イ) 定例総会及び農地特別部会を開催し、農地法・農業振興地域の整備に関する法律及び農業経営基盤強化促進法等に基づく法令業務の適正な審査と的確かつ迅速な処理に努める。
- (ウ) (ア)、(イ)について、審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録をホームページにより公表する。
- (エ) 役員会を開催し、農業委員会業務の運営・総会等に付議すべき事案等の検討を行い、農業委員会の円滑な運営を図る。
- (オ) 地区部会を開催し、地区内の農業振興や農地利用の最適化を推進するとともに、定例総会の適正かつ円滑な運営を図るため、農地に関する各種申請等の事前審査を行う。
- (カ) 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望を基にした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出する。

## イ 農地関係事業

農業委員会等に関する法律第6条第1項各号に掲げる事務等を処理する。

## (ア) 農地申請等処理業務

- a 農地法第3条許可申請については、農業委員・推進委員と事務局が連携して現地調査を行うとともに、同条第2項各号の規定及び許可の審査基準等に基づき、適正な審査を行う。
- b 農地法第4条及び第5条許可申請については、厳格な審査が求められることから、農業委員・推進委員と事務局が連携して現地調査を行うとともに、県農業会議常設審議委員会の意見聴取が不要の事案は、速やかに許可処分する。
- c 県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象事案は、農地特別部会において現地調査を行うとともに、同委員会の現地確認調査対象事案についても的確に対応し、意見決定後、速やかに許可処分する。



- d 農地転用許可事務等の情報については、農業委員会だより、ホームページ、パンフレット等を活用し、市民及び関係者に周知する。
- e 残存小作地については、賃借人の相続による名義の変更等、農地台帳を整備し農地法第18条関係の適正な事務処理を行う。
- f その他農地法に基づく届出等については、法の趣旨に照らして適正かつ迅速な処理を行う。
- g 無断転用防止の啓発を図るため、農地パトロールを実施し、違反転用に対する罰則強化の周知徹底とともに、無断転用者には農地法の理解と追認許可を得るための転用申請の指導を行う。
- h 相続税・贈与税納税猶予適格者証明等他法令に基づく証明事務については、事務処理要領等に基づき適正に処理するとともに、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の通知を受け、猶予を受けている特例農地に係る適正化管理台帳を整備する。

(イ) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係をめぐる紛争については、農地法第25条の規定に基づき、申出に対し和解の仲介を行う。

(ウ) 農地所有適格法人の事業状況の把握

農地法第6条の規定に基づき、農業の担い手である農地所有適格法人からの事業報告書の提出を徹底し、要件緩和された法人の事業状況を把握する。

(エ) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく業務

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法に基づく農業委員会の承認・決定に当たっては、地域の土地利用の動向に即した円滑な指導を行う。

(オ) 各種機関の農地行政上からの意見要請

必要に応じて農業委員・推進委員と事務局が連携して現地調査を行い、適正な意見の決定を行う。

ウ 農政関係事業

農業委員会等に関する法律第6条第2項及び第3項に掲げる事務等を処理するとともに、同法第7条の規定により策定した農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の取組を強化する。

(ア) 農政活動業務

- a 各種農政施策推進業務
- b 農業経営基盤強化促進事業における農用地利用集積調整活動を通しての経営確立支援
- c 農業の担い手・後継者不足地域における農業・農村活性化対策
- d 利用権設定等促進事業における積極的な新規就農希望者に対する相談活動及び農地のあつせん
- e 農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の交付対象となる認定新規就農者に対す

- る、農地のあっせんについてのサポート役の重点化
- f 農業関係予算の確保対策
  - g 農業関係税制対策
  - h 農業金融制度の改善拡充対策
  - i 家族経営協定締結の推進
  - j その他必要な農政諸問題対策
- (イ) 農地の利用状況調査及び遊休農地対策
- 農地利用状況調査の実施に当たっては、例年どおり 8 月から 9 月頃に現地調査を行う。
- 農地法第30条第 1 項の規定による農地の利用状況調査の結果、同法第32条第 1 項第 1 号の遊休農地の所有者等に対し県農地機構への貸付けを促す利用意向調査を行うなど、遊休農地対策を強化するとともに、新規就農者等に対し遊休農地の具体的な情報を紹介し、その解消に努める。
- (ウ) 地域計画の策定に関する取組
- a 農業委員会サポートシステムとeMA F F 地図システムの運用に伴い、地域計画の目標地図の素案を作成する。
  - b 農業者の意向調査結果をサポートシステムに登録し、目標地図の素案に反映させる。
  - c 農業委員・農地利用最適化推進委員は、それぞれの所管地域における「集落の話し合い活動」に積極的に参加し、地域計画の策定に必要な情報提供や助言を行う。
- (エ) 所有者不明の農地の利用権設定を容易にする改正農業経営基盤強化促進法に的確に対応する。
- (オ) 農地台帳及び農地に関する地図の公表
- 農地法第52条の 3 の規定により、農地に関する情報の活用を図るため、既存の農地台帳整備のほか、農地情報公開システム（全国農地ナビ）・農業委員会サポートシステムへ円滑に移行し、新規参入希望者・規模拡大希望者等の農地の受け手や県農地機構が求める情報を提供する。
- また、農業委員・推進委員の活動において、タブレットを用いて、現地調査やビジネスチャットツール等の情報伝達に活用する。
- (カ) 行政機関に対する意見の提出
- 農業委員会等に関する法律第38条第 1 項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望を基にした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見を市長に提出する。
- (キ) 機構集積支援事業
- a 農地の利用状況調査のための支援
  - b 農地の権利移動・借賃等調査のための支援
  - c 農地集積の推進活動のための支援
  - d 農業委員研修の実施のための支援
- (ク) 賃借料情報の提供

農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安になるものとして、農業委員会が調査し、その情報をホームページ・農業委員会だよりを活用し、関係者に継続的に周知するとともに、適正な運用を図る。

(ク) 農業経営基盤強化促進法に基づく業務

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月から「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されることから、農地の貸借は「農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）」にて統合一本化して行うこととなる。このことから、今後、香川県農地機構が携わることになるものの、市の農林水産部局との連携・協力のもと、農業委員・推進委員は積極的に関与していく。

あわせて、高松市の基本構想に沿って改善計画を定めた農家等に対し、改善目標達成のため、農用地の集積を積極的に支援するとともに、関係機関・団体と相互に連携を図り、農用地利用関係の調整等、農業経営基盤の強化促進に努める。

(ク) 農地移動適正化あっせん事業

農業振興地域の整備に関する法律及び農業委員会等に関する法律の規定に基づき、担い手への農地集積のために農地中間管理事業の活用も含めた売買・貸借・交換等のあっせんを行う。

(ケ) 地域農業再生活動の推進

「食料・農業・農村基本計画」に基づき農業の持続的発展と望ましい農業構造の実現に向けて、「人・農地プラン」から「地域計画」への移行、新規就農対策、県農地機構を活用した新たな農地集積対策や遊休農地解消対策等を県農業会議・県農地機構・行政・農業団体と連携して推進する。

(キ) 農業簿記記帳講習会

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するため、認定農業者や多様な担い手を対象に農業簿記記帳講習会等を開催し、収入保険制度に的確に対応するとともに、簿記記帳及び経営分析の指導を実施し、経営管理能力の向上を図る。

(ク) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るため、農業者年金制度の周知及び加入促進に努めるとともに、的確な経営移譲と、その後の農地管理、各種名義の変更等の指導を行う。

(セ) 農業委員会情報活動

農家に対して、農業政策・農業技術・経営管理、先進事例等、各種の情報を迅速に提供するため、農業委員会だよりの発行による啓発宣伝、全国農業新聞購読の普及推進を行う。

(ソ) 調査指導等業務

農業委員会業務の適正な運営を確保するため各種基礎調査を実施するとともに、必要に応じて関係機関等との密接な連携を図る。

(タ) 研修会

農地中間管理事業の推進に関する法律等の大幅な改正など、新たな制度に的確に対応する

ため研修会を開催し、幅広い知識の習得に努めるとともに、県及び県農業会議等の研修会へ積極的に参加し、農業委員・推進委員活動の円滑な推進を図る。

(㊦) 系統組織活動への参加

全国農業会議所・県農業会議等が実施する各種農政活動に積極的に参加し、系統組織の円滑な業務運営を図る。

## (6) 地区別農地関係事務取扱状況

ア 耕作目的での権利移転・設定等 (令和5年度)

(単位：件、m<sup>2</sup>)

区分	3条 (所有権)		3条 (貸借権)		18条1項		18条6項		競売買受 適格証明		贈与税適 格者証明		相続税適 格者証明		処理 件数
	許可				許可		通知		件数	面積	件数	面積	件数	面積	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積							
第1地区	高松														
	鶴尾	2	1,194										1	3,747	3
	太田														
	女木	1	750												1
	男木														
	仏生山	2	2,208					4	4,176						6
	多肥	8	5,080					1	1,022				1	3,273	10
	一宮	9	6,185	1	3										10
第2地区	木太														
	古高松	6	7,432					3	5,768						9
	屋島	3	2,718												3
	牟礼	11	21,874					1	851						12
	庵治	12	15,148					2	1,224						14
第3地区	前田	5	11,695					1	3,357						6
	川添	3	9,242					2	13,310						5
	林	2	1,324			2	1,426	2	7,340						6
	三谷	5	19,363					1	1,532						6
第4地区	香川	19	46,215					7	7,649						26
	塩江	9	9,250					1	445						10
第5地区	川岡	6	7,328	2	8,642			6	19,596						14
	円座							4	6,375						4
	檀紙	13	23,984					3	4,353				1	6,498	17
	弦打	11	9,920			1	218	6	10,213						18
	香南	25	49,653					12	42,005						37
第6地区	鬼無	12	22,199					3	3,517						15
	香西	4	3,292												4
	下笠居	12	12,002					3	1,943						15
	国分寺	18	15,072					6	5,960						24
第7地区	川島	6	5,380												6
	十河	8	18,487					2	7,495						10
	西植田	7	9,684					4	3,687						11
	東植田	8	20,024					1	684						9
合計	227	356,703	3	8,645	3	1,644	75	152,502					3	13,518	311

イ 転用目的での権利移転・設定等（令和5年度）

（単位：件、㎡）

区分	4条許可		5条許可		非農地証明		農地改良届出		処理件数計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
第1地区	高松	4	1,795	4	1,508	1	2,259		9	
	鶴尾	8	4,425	18	17,287	1	5		27	
	太田	5	2,398	18	12,888	1	88		24	
	女木									
	男木									
	仏生山	1	568	9	12,721				10	
	多肥	6	830	26	24,625	4	373		36	
第2地区	一宮	1	698	12	9,676				13	
	木太	8	1,589	25	20,525	2	120		35	
	古高松	10	1,642	12	17,522	1	96		23	
	屋島	1	262	3	6,652				4	
	牟礼			14	6,844	1	2,541		15	
第3地区	庵治	1	796	6	4,141	1	2,202		8	
	前田	5	1,170	8	7,079	4	10,762		17	
	川添	5	2,114	17	24,027	1	16		23	
	林	11	1,846	20	53,118	4	89		35	
第4地区	三谷	1	273	5	13,470	3	839		9	
	香川			12	9,139	3	1,839		15	
第5地区	塩江			2	2,405				2	
	川岡			10	15,120	2	59		12	
	円座	1	143	12	25,340	3	141		16	
	檀紙	1	357	18	19,358	6	2,334		25	
	弦打	2	136	18	17,891	1	2,741		21	
第6地区	香南	5	982	10	13,943				15	
	鬼無	1	421	5	1,535				6	
	香西	6	1,082	8	8,503				14	
	下笠居	4	430	7	4,563	3	16,078		14	
第7地区	国分寺	7	7,394	30	16,316	4	8,260		41	
	川島	8	3,196	5	7,190	3	180		16	
	十河			7	3,273	2	133	1	4,740	10
	西植田	2	809	6	4,364	14	30,536		22	
東植田			1	548				1		
合計	104	35,356	348	381,571	65	81,691	1	4,740	518	

ウ 各種証明等状況（令和5年度）

（単位：件）

工事完了証明	187	競公売買受適格証明	0
耕作証明	123	小作地証明	8
許可証明及び受理証明	89	取消	6
使用貸借返還通知	161	農地等の権利取得の届出	127

(7) 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業）実施状況（令和5年度）

ア 農用地利用集積計画

（単位：筆、㎡）

公告日年月日	賃借権		使用貸借権		所有権		合計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
令和5年3月31日	334	356,253	984	977,319	—	—	1,318	1,333,572
令和5年10月31日	322	316,464	745	812,508	—	—	1,067	1,128,972

イ 農用地利用集積等促進計画

（単位：筆、㎡）

公告日年月日	賃借権		使用貸借権		所有権		合計	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
令和5年3月31日	—	—	227	220,770	—	—	227	220,700
令和5年5月31日	120	118,241	515	529,588	—	—	635	647,829
令和5年5月31日	9	13,245	11	12,145	—	—	20	25,390
令和5年6月30日	1	1,113	1	1,870	—	—	2	2,983
令和5年7月28日	—	—	17	16,216	—	—	17	16,216
令和5年9月29日	4	4,812	—	—	—	—	4	4,812
令和5年10月31日	—	—	73	87,162	—	—	73	87,162
令和5年12月28日	156	141,278	443	482,906	—	—	599	624,184
令和5年12月28日	1	918	64	84,014	—	—	65	84,932
令和6年1月31日	—	—	16	9,094	—	—	16	9,094
令和6年2月29日	—	—	11	6,558	—	—	11	6,558

※期間借地を含む。

(8) 農政活動状況

ア 農業委員会だより

年2回発行、各13,000部

イ 農業者年金の状況

農業者年金加入者数等内訳

（6.3.31現在）

加入者数			受給者数		
通常	政策支援	計	経営移譲年金	老齢年金	計
27	6	33	103	186	289

4 公平委員会

(1) 委員数

3人

(2) 臨時会

4回（令和5年度）

(3) 事務内容

ア 職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置をとること

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

ウ 職員の苦情相談に関し、必要な措置をとること

エ 管理職員等の範囲を規則で定めること

オ 職員団体の登録等に関する事務

カ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律についての事務

キ 高松市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関し、必要な措置をとること

ク 再就職者からの依頼等に係る届出に関する事務

(4) 内容別件数（令和5年度）

ア 職員団体の登録等の事務 7件

イ 公平委員会規則及び規程の制定・改正等 2件

(5) 登録職員団体

ア 高松第一高等学校教職員組合（昭和44年4月22日登録）

イ 高松市職員労働組合（昭和48年6月22日登録）

ウ 高松市学校職員協議会（昭和50年4月22日登録）

エ 香川県教職員組合高松支部（平成19年11月19日登録）

オ 高松競輪従事員組合（令和2年4月30日登録）

カ 高松市非常勤職員労働組合（令和2年6月1日登録）

キ I R I S 高松（令和6年3月28日登録）